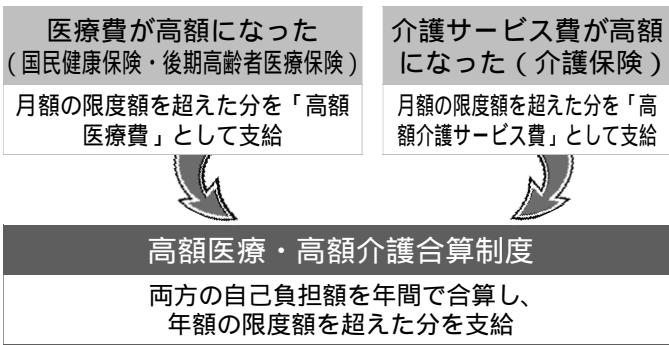


# 高額医療・高額介護合算制度が始まりました

現在、医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が支給されていきますが、昨年4月からは、それに加えて、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部が支給される、「高額医療・高額介護合算制度」が始まりました。



## 合算は世帯ごとに行います

同じ世帯員で医療費と介護サービス費の両方を支払い、合算した自己負担額が限度額（ページ右下参照）を超えた世帯が対象になります。

ただし、70歳未満の人の医療費は、1カ月に2万1千円以上の自己負担のみを合算の対象とします。

※同一世帯でも、国民健康保険、職場の健康保険、後期高齢者医療制度では、それぞれ別に計算します

- 申請の順序**  
(国民健康保険の場合)
- 1 介護保険の担当窓口、「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出
  - 2 介護保険の担当窓口が、「介護自己負担額証明書」を交付
  - 3 「介護自己負担額証明書」を添付し、国民健康保険の担当窓口へ支給申請書を提出
  - 4 国民健康保険が支給額を計算します
  - 5 国民健康保険と介護保険の両方から申請者に支給額が通知され、支給されます

## 70歳未満（一般世帯）の場合の計算例

・夫（世帯主。68歳）  
【自己負担額：医療費40万円、介護費5万円】  
・妻（68歳）  
【自己負担額：医療費10万円、介護費30万円】  
世帯の負担額合計 = 85万円  
(医療費50万円、介護費35万円)

70歳未満（一般世帯）の  
限度額：67万円  
【支給額】  
85万円 - 67万円  
= **18万円**

## 70歳以上（一般世帯）の場合の計算例

・夫（世帯主。73歳）  
【自己負担額：医療費40万円、介護費5万円】  
・妻（72歳）  
【自己負担額：医療費10万円、介護費30万円】  
世帯の負担額合計 = 85万円  
(医療費50万円、介護費35万円)

70歳以上（一般世帯）の  
限度額：56万円  
【支給額】  
85万円 - 56万円  
= **29万円**

支給対象となる可能性のある人には  
町から通知します。

詳しくは、役場健康福祉課（電話 72 0334）まで

## 限度額は年額で計算します

国民健康保険（国保）・後期高齢者医療保険（後期）と介護保険それぞれの限度額（月額）を適用後、年間（毎年8月1日～7月31日まで）の自己負担額を合算し、限度額を超えた部分について、国保・後期と介護それぞれの比率に合わせて支給されます。ただし、限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

### 合算した場合の自己負担限度額（年額）

所得区分	自己負担限度額（70歳未満）
一般	67万円（89万円）
上位所得者	126万円（168万円）
住民税非課税世帯	34万円（45万円）

所得区分	自己負担限度額（70歳以上）
一般	56万円（75万円）
現役並み所得者	67万円（89万円）
低所得者	31万円（41万円）
低所得者	19万円（25万円）

平成20年4月～7月の分は、平成20年8月～平成21年7月の分と合算して( )内の限度額を適用する場合があります

## 夕涼み会を開きました

7月31日、日野病院を支えてくださる地域の皆さんや患者さんを招いて、日野病院夕涼み会を開きました。

今回は、ハンドベル演奏や踊りなど、職員によるアトラクションを中心とした手作りの会。途中の休憩では、風船釣りやソフトアイスを配るなどして楽しんでいただきました。



風船釣りの様子

## お知らせ



8月1日付で、大谷真二（前外科  
医師）が副病院長に就任しました。



事務局によるハンドベル



有志による踊り「家族っていいな」

## まちの介護予防だより 連載

役場健康福祉課（電話 72 0334）

# カラダとココロの

# 介護予防

## 高齢者の虐待を防ぐ

近年、高齢者が、家族や親族などから人権を侵害される「高齢者虐待」が大きな社会問題となつています。皆さんは、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図り、家族、親族など高齢者の養護者を支援する「高齢者虐待防止法」（平成18年4月施行）を知っていますか。高齢者虐待とは、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄、放任」などのことをいいます。国が調査した結果、虐待の原因は、介護疲れや人間関係などが多く、長年の介護疲れやストレス、介護者の孤立など

が原因で、言葉の暴力や介護の放棄につながり、虐待が起こってしまうこともあります。虐待の行為は、加害者に自覚がなかったり、高齢者自身が遠慮をしたりして、実態が分かりにくいことがあります。高齢者虐待防止法では「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は市町村に通報するよう努めなければならない」と定められています。皆さんの周りで虐待の疑いを感じたら、町域包括支援センター（電話72 1852）まで連絡ください。包括支援センターでは、各種関係機関と連携して相談支援など必要な対応を行います。介護の悩みなど一人で抱え込まずに、相談ください。

- 身体的虐待**  
（身体を傷つける暴行を加える）  
例えば...たたく・つねる・けるなど
- 心理的虐待**  
（暴言や心理的に傷つける）  
例えば...怒鳴る、ののしる、悪口、排せつ  
の失敗に対して恥をかかせるなど
- 性的虐待**  
（わいせつな行為をしたり、させたりする）  
例えば...下半身を裸にして放置、キス、  
性的行為を強要するなど
- 経済的虐待**  
（高齢者の財産を不当に使う）  
例えば...必要なお金を渡さない、使わ  
せない、年金や貯金などを本人の意思  
に反して使うなど
- 介護・世話の放棄、放任**  
（衰弱させるような減食、食事の世話  
をしない、養護を怠る）  
例えば...栄養失調の状態にある、劣悪  
な環境の中に放置など